

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年三月三十一日法律第十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条（都市再生特別措置法第二十九條第一項、第七十一條第一項第一号、附則第三條及び附則第四條の改正規定に限る。）及び附則第五條の規定は、平成十九年四月一日から施行する。